

許可地域 ... 広告物等の設置に許可が必要な地域

条例 5 条 2 項の許可区域

許可区間 国道 2 5 7 号

許可区域 国道 2 5 7 号の路端から 1,000m までの区域

(なお、広告板・広告塔は路端から 100m までは設置禁止)

許可地域等で許可できる屋外広告物の種類

種 類	定 義	単 位	金 額	徴収の時期
広告板 [ 広告塔 ]	金属等の耐久材料を使用して作成し、建植したもので 平面的 [ 立体的 ] に内容を表示するもの	広告表示面 積 5 m <sup>2</sup> ごと	1 年以内 900 円	申請のとき
アーチ	金属等の耐久材料を使用して作成し、道路をまたぎ建 植したものの		ネオン有り 1,200 円	
壁面広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物又は工作 物の壁面に取り付け、又は直接塗り付けたもので、平 面的に内容を表示するもの		1 年超える 1,300 円	
屋上広告板 [ 屋上広告塔 ]	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物の屋上に 取り付けたもので、平面的 [ 立体的 ] に内容を表示す るもの		ネオン有り 1,900 円	
突き出し広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物又は工作 物の側面に取り付けたもの		1 年以内 200 円	申請のとき
アーケード広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、アーケードの天 井から吊り下げ、又は直接取り付けたもの		1 年超える 300 円	
電柱広告 ( 巻付 )	金属等の耐久材料を使用して作成し、電柱に巻き付け たもの	1 個	100 円	申請のとき
電柱・街灯柱広告 ( 塗り )	電柱又は街灯柱に直接塗り付けたもので、平面的に内 容を表示するもの	1 枚	400 円	申請のとき
電柱・街灯柱広告 ( 添加 )	金属等の耐久材料を使用して作成し、電柱又は街灯柱 の側面に取り付けたもの		100 円	申請のとき
立看板	紙、布、木又は金属等を使用して作成し、自立させた もの又は建築物若しくは工作物に立て掛けたもの	1 枚	400 円	申請のとき
はり紙	紙を使用して作成し、建築物又は工作物に直接貼り付 けたもの	100 枚に 満たない端 数につき	40 円	申請のとき
はり札	ベニヤ板に紙を貼り、又は合成樹脂、金属等に直接印 刷して作成し、建築物又は工作物にくくり付けたもの	1 枚	400 円	申請のとき
広告幕	布又は網を使用して作成し、建築物又は工作物に取り 付けたもの	1 枚	700 円	申請のとき
アドバルーン	網に布片等を取り付け、気球で掲揚したものの	1 個	1 年以内 100 円	申請のとき
広告旗	広告の用に供する旗の一片に棒を取り付け、掲げたも のなど	1 個	1 年超える 160 円	申請のとき